# 第4回 さんむの魅力フォトコンテ

皆さんから投票をいただいた結果、9作品が入賞となりました。 品の応募をいただきました。約2カ月の間、さんぶの森図書館などに展示し、 入賞作品は、 <sup>-</sup>さんむのいいとこ発見~さんむの自慢~」をテーマに募集を行い、39作 4月30日まで、市役所1階市民ホールに展示します。

#### 最優秀賞

優秀賞





▲「光の共演」



「長光寺のしだれ桜」

渡辺

三浦

松下 光見さん 「来光の時」

務さん

-さん「光の共演」

松下 光見さん 「時計台の有る学舎」

森田 剛功さん「平成大橋の夜景」



▶「来光の時」

「時計台の有る学舎」











小圷 正木さん「農作業」 松下 光見さん「春の訪れ」 「希望」「みんなでいこう 渡辺 清子さん

「長光寺のしだれ桜」





これからの景観を創り、次の世代 ります。この景観を守り、また、 れた集落地など、多様な景観があ

へと引き継ぐために「山武市景観

#### **2**0475(80)1191

## 計画策定の経緯 計画」を策定しました。

27年3月に公表しました。 見をいただき策定を進め、 計画策定委員会」などからご意 22年度から取り組みを開始し、 景観計画を策定するため、 「景観ワイワイ広場」や「景観 平成 平成

### 景観計画とは

ジョンを提示し、景観づくりの 対する届出制度などを定めてい ど、景観に影響を与える行為に 成基準、一定規模以上の建築な が配慮すべき点を示した景観形 成について市民・行政・事業者 めの目標や方針のほか、景観形 です。良好な景観を形成するた 施策の基本的事項を定めたもの 山武市の景観の目指すべきビ

## 理念・目標・方針

景観計画では、理念を「未来へ

入

定めています。 その実現に向けて目標・ とつなぐ さんむの景観」とし、 方針を

### 景観形成基準

景観、広大な田園、屋敷林に囲ま スギに代表される丘陵地の自然的

市内には、九十九里浜やサンブ

山武市景観計画

策定

部であるということをご理解い りの家自体が山武市の景観の一 には、例を挙げると、一人ひと 良好な景観を形成していくため 基準を定めています。 景観配慮事項として、景観形成 市民・行政・事業者が共有する ととなります。このことから、 は、景観に配慮していただくこ ただき、建物などを建てる場合

## 定規模以上の建築などの届出

なります。 る30日前までに届け出が必要と どは、建築などの行為を着手す 観に影響を与えることとなる一 があります。このうち、 を踏まえ、景観に配慮する必要 行為について景観形成基準など 建物を建てる場合など、全ての 定規模以上の建築物・工作物な 特に景

※10月以降に着手する一定規模以 上の建築物・工作物等につい お問い合わせください。 ホームページをご覧になるか てはご留意ください。詳細は、

### 都市整備課

問

**3**0475(80)1191



#### 千葉県議会議員一般選挙 山武市議会議員一般選挙

#### 千葉県議会議員一般選挙

#### 4月12日日 7:00~20:00

投票できる人▶平成7年4月13日以前に生まれ、山武市内に引き続き3カ月以上住所のある方(平成27年1月2日以前に転入された方を含む)。

※本年1月3日以降、千葉県内の他の市町村から本市に転入された方は、旧住所地で原則として投票できます。この場合、市区町村長が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の提示が必要となります。

開票▶4月12日(日) 午後9時~ 松尾小学校体育館

#### 山武市議会議員一般選挙

#### 4月26日日 7:00~20:00

投票できる人▶平成7年4月27日以前に生まれ、山武市内に引き続き3カ月以上住所のある方(平成27年1月18日以前に転入された方を含む)。

開票▶4月26日(日) 午後9時~ 松尾小学校体育館

#### 期日前・不在者投票期間

#### 4月20日(月)~25日(土)

場所 市役所・出張所 (山武・蓮沼・松尾) 時間 午前8時30分~午後8時



#### 期日前・不在者投票期間

#### 4月4日(土)~11日(土)

場所 市役所・出張所(山武・蓮沼・松尾)

時間 午前8時30分~午後8時

#### ■投票所入場整理券

告示日以降に発送しますので、届くまで数日かかります。投票日まで大切に保管し、投票日当日にご持参ください。 なお、入場整理券が届かない、もしくは紛失してしまった場合でも、投票要件を満たしている方は投票できます(投票所の受付または期日前投票所の受付でお申し出ください)。

#### 【投票所一覧】

投票区	施設名	住 所	投票区	施設名	住 所
第1	成東学童クラブ	成東3005番地1	第15	中戸田下公民館	戸田1271番
第2	成東保健福祉センター	殿台296番地	第16	さんぶの森中央会館ホール	埴谷1904番地3
第3	成東中学校	和田567番地	第17	山武特産物直売所	日向台1番地23
第4	大富小学校育館	新泉ト60番地	第18	日向幼稚園	雨坪12番地
第5	南郷小学校体育館	上横地884番地1	第19	本郷生活研修センター	森534番地
第6	草深公民館	草深683番地	第20	山武西小学校	大木13番地
第7	白幡住宅集会所	白幡1981番地	第21	上谷区民館	蓮沼イの2799番地1
第8	鳴浜連絡所	本須賀1385番地	第22	殿下区民館	蓮沼口の1728番地
第9	本須賀第二区公民館	本須賀3841番地11	第23	南八区区民館	蓮沼二の5150番地
第10	緑海交流センター	松ヶ谷イ3122番地1	第24	南浜区民館	蓮沼二の4527番地1
第11	中谷之下公民館	松ヶ谷口1120番地2	第25	松尾小学校体育館	松尾町猿尾383番地
第12	睦岡小学校体育館	埴谷771番地	第26	八田共同利用施設	松尾町八田1191番地
第13	山武北小学校体育館	沖渡699番地	第27	おおひらこども園	松尾町広根1182番地1
第14	中津田公民館	中津田434番地1	第28	豊岡小学校体育館	松尾町金尾441番地

- ※「投票所入場整理券」に記載された投票所で投票ください。
- ※第25投票区投票所の場所が変更になりますのでご注意ください。

週 選挙管理委員会事務局 ☎0475(80)1261

## コンビニ証明書交付サービス 税証明書の追加のお知らせ

#### 4月1日から 市役所等の窓口受付時間が 変わります

変更前 午前8時30分~午後5時30分

午前8時30分~午後5時15分



市役所・出張所・教育委員会・保 健福祉センター・浄水場(水道課)

○ご理解ご協力をお願いします。

**圕** 総務課 ☎0475(80)1117

#### 証明書」、「所得証明書」、「課税(非交付サービスにおいて、「所得課税コンビニエンスストアでの証明書 ※現年度分のみ発行が可能です。 日や夜間でも利用いただけます。 課税)証明書」、「児童手当用所得証 の取得が可能になりました。 休

始、 午前6時半~ 保守点検日を除く 午後11 時 年

※住基カードの交付、サービス利用 サービスを利用できる方 の申し込みは市民課、 カードをお持ちで、コンビニ交付 口で受け付けます。 サービス登録済みの方。 山武市に住民登録があり、 各出張所窓 住基

※マルチコピー端末を設置して

店舗は対象外です。

圕

K・サンクス

ン、ファミリーマート、 全国のセブンイレブン、

サークル 口 ]

利用できる場所

## 利用できる時間

で取得の場合1通300円 1通200円(市役所窓) 末年 П

#### 月から市役所組織を-部変更します!

**2**0475(80)1281

#### 行政係 総務課 職員係 総務部 秘書係 秘書課 涉外係 農水係 農業 土木係 農商工・ 観光課 商工係 経済 環境部 観光係 新規 わがまち 事業室

活性課

バイオマス 推進室

【変更前】

	【変更後】		
		行政係 ☎0475(80)1112	議案の調製、直接請求、訟務、行政組織、行政境界、 平和事業、自衛官募集、条例の審査、文書管理、情 報公開および個人情報保護、庁舎案内など
	総務課	職員係 ☎0475(80)1117	職員の採用、人事、給与、福利厚生、健康管理、研修、 人事評価など
		秘書室 (秘書渉外担当) ☎0475(80)1291	秘書、儀式、市長会、叙位叙勲、褒章および表彰、名 営市民、市政の広聴、東北被災地への復興支援など
	東京オリン ピック・パラ リンピック 戦略推進室	(東京オリンピック・ パラリンピック 戦略推進担当) ☎0475(80)1633	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する企画および連絡調整など
-			##\C@\\\\\

	##	農水係 <b>☎</b> 0475 (80) 1211	農業振興地域整備計画、米消費拡大、水田農業対策、農家組合、農林水産業制度資金、結婚相談、有害鳥獣駆除、病害虫の防除、農業経営基盤強化、農地保全事業、農業改良普及事業、産業祭等、農家生活改善、畜産、水産業、農産物加工施設、産業拠点施設など
	農林水産課	農業土木係 <b>☎</b> 0475 (80) 1212	農林道や農業用施設等の整備並びに維持管理、土地改良事業、農業農村整備事業、林道および治山事業、農林水産関係の災害復旧、農業集落排水事業など
		バイオマス推進室 ☎0475(80)1213	バイオマスの推進、林業の振興、新エネルギーの推 進など
	わがまち 活性課	商工観光係 <b>☎</b> 0475(80)1201	商業の指導・育成、商工会、工業の育成、消費生活、 天然資源、計量検査、砂利の採取、中小企業融資あっ せん、労働および雇用、観光施設の整備および維持 管理、自然公園、自然歩道、海水浴場の設置、海岸 や海岸駐車場の管理、観光イベントなど
		経済活性化推進室	地域産業の活性化、エコノミックガーデニング事業 の推進、農商工連携支援、6次産業化の推進など

圕 総務課 **2**0475(80)1112

## 介護保険制度が変わります

事業計画を策定し、65歳以上の方(第1号被保険者) 用者を推計し、サービス量と費用を見込む介護保険 険料等が変更になりました。 の介護保険料を算出しています。平成27年度からは 第6期介護保険事業計画」がスタートし、介護保 介護保険制度では3年ごとに、介護サービスの利



### 特別養護老人ホ ームへの

### 人所要件の変更

5」となります。ただし、要介護1・ を経て入所が可能となることがあり ると認められる場合、所定の手続き 2の人でも、やむを得ない事情があ 象となっていた特別養護老人ホーム 、の入所要件が、原則「要介護3~ 今まで要介護1~5の人が入所対

月以降も継続して入所できます。 なお、現在入所している人は、 4

## 利用者負担割合の変更(8月~)

割負担」から一定以上の所得の人は 際の自己負担分が、現在の一律「1 者全員に、対象となる負担割合を記 介護(予防)サービスを利用した 「2割負担」に変更となります。原 人が対象となります。市では認定 要介護(要支援)の認定を受け、 「合計所得金額160万円以上

> 載した負担割合証を7月頃に送付す る予定です。

## 貝担限度額認定証

## 認定基準の変更(8月~)

況」と「預貯金などの資産の状況 度の判定要件に「配偶者の課税状 際に、食費・居住費が減額となる制 が追加されます。 介護保険施設や短期入所を利用の

## 所得によって11段階に

平成27~29年度の保険料の基準額 )となります。 6万2760円 (月額5230

階から11段階に変更しました(下 本人の前年中の所得に応じて決まり 本人や世帯員の住民税課税状況や、 表参照)。保険料は基準額をもとに、 たものにするため、これまでの8段 新たな保険料は、より所得に応じ

## 保険料の納め方

から納めます。 た月(誕生日の前日が属する月)分 65歳以上の保険料は、65歳になっ

## **特別徴収**(年金天引

年額18万円以上の方が対象。 老齢(退職)・遺族・障害年金が

度の市民税課税状況が確定していな された保険料と同額です。平成27年 る介護保険料は、原則2月に天引き 別徴収)されている場合、4月・6 いため仮徴収するものです。平成27 月・8月支給の年金から天引きされ 介護保険料を年金から天引き(特

> ん。 閰

知らせします。 る「介護保険料額決定通知書」でお

## **普通徴収**

年度途中で65歳になった場合や、他 が省け、 替を利用すると、納めに行く手間 期間、普通徴収となります。口座振 市町村から転入した場合は、一定の 年金額が年額で18万円未満の方。 納め忘れの心配がありませ

### 高齢者福祉課

**3**0475(80)2641

第6期介護保険料(平成27~29年度)						
保険料の段階	対 象	保険料(年額)				
第1段階	<ul><li>・生活保護を受給している方または老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の方</li><li>・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方</li></ul>	28,240円				
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計 所得金額+課税年金収入金額が80万円を 超え120万円以下の方	47,070円				
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計 所得金額+課税年金収入額が120万円を 超える方	47,070円				
第4段階	世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	56,480円				
第5段階	世帯に住民税課税者がいるが、本人は住 民税非課税で、前年の合計所得金額+課 税年金収入額が80万円を超える方	62,760円				
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	75,310円				
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	81,580円				
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	94,140円				
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	106,690円				
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満の方	114,220円				
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上の方	121,760円				

年度の年額保険料は、7月に郵送す

(納付書・口座振替)